

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく行動計画の策定について

2020年2月19日

一般社団法人海外環境協力センター

一般社団法人海外環境協力センター（OECC）は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、以下のとおり行動計画を策定しました。

一般社団法人海外環境協力センター 行動計画

女性管理職を増やし、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日

2. 当センターの課題

女性の採用数は多く、就業継続はできているものの女性の管理職が少ない。

3. 目標

管理職（次長級、課長級以上）に占める女性割合を30%以上とする。

4. 取組内容と実施時期

取組1：管理職育成を目的としたキャリア研修を男女職員に実施する。

令和2年4月～ 研修プログラムの検討

令和2年7月～ 研修受講者の選定

令和2年10月～ 管理職育成研修の実施

取組2：管理職候補の選定を透明化するよう人事評価制度の見直しを図る。

令和2年4月～ 現行の人事評価制度における課題の洗い出しと見直し

令和3年4月～ 見直した評価基準、選定基準に基づいて試行開始

令和4年4月～ 新しい基準に基づく選定を本格実施

取組3：在宅勤務制度やその他の柔軟な働き方を支援する制度の設置・改善と利用
推進を図る

令和2年5月～ 在宅勤務制度の導入

令和3年4月～ 在宅勤務制度の効果検証・改善策の実施

令和4年4月～ フレックスタイム制の導入可能性の検討

取組4：育児短時間勤務の適用者（現行は「3歳に満たない子を養育する職員」）
の拡大（例えば、「小学校就学前の子を持つ職員」等）を図る。

令和2年4月～ 適用拡大のニーズ把握

令和2年7月～ 適用拡大範囲の検討及び意見聴取・規程類の見直し等必要な手順の確認

以 上